新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、8月23日、県内の深刻な感染状況や医療現場の危機的な状況を受け、「愛媛県 BA.5 医療危機宣言」を発出し、行動制限にも踏み込んだ対策に取り組んでまいりました。

この間の皆様の対策への御協力により、陽性者数はピーク時に比べて3分の1程度に減少し、病床使用率も大幅に低下するなど医療ひっ迫も改善傾向にあります。こうした現状から、「愛媛県BA.5 医療危機宣言」は、9月16日をもって終了することとしました。

しかしながら、県内の感染状況は、第6波のピークよりも、3倍を超えるはるかに高い水準であり、医療の現場では危機的な状況は脱したものの継続的に負荷がかかっていることから、医療の負荷軽減、ひっ迫回避への取り組みは続ける必要があります。

このため、17日以降も、県独自の警戒レベルは「特別警戒期間」を継続して、当面の間、別添のとおり感染拡大防止の取り組みをお願いすることとしました。

新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いします。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

令和4年9月17日

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

- 1 区域 愛媛県全域
- 2 期間 令和4年9月17日(土)から
- 3 要請内容等 次ページ以降のとおり

※特措法:新型インフルエンザ等対策特別措置法

【県民の皆さんへの要請】

(特措法第24条第9項にもとづく)

- ○会食ルール
 - ①会食の注意(大人数・長時間を避けて、認証店を推奨)
 - ② 1 週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、 体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない (事前に主催者等が必ず確認を)
 - ③無料検査も積極的に活用を
 - ④参加者全員の連絡先の一元的な把握
 - ⑤飲酒を伴う会食は特に注意
 - ⑥会食参加後は、周囲への二次感染に注意
 - ⑦<u>陽性となった方は、発症日から10日間(無症状の場合は、</u> 検査日から7日間)を経過するまでは会食に参加しない

【県民の皆さんへの要請】

(特措法第24条第9項にもとづく)

- ○イベント·<u>秋祭り</u>対策
 - ➤ 観客は、場面に応じたマスク着用に加え、大声を出さず、羽目を外さない など、主催者が求める注意事項を遵守
 - ※ただし、地域住民を中心に行う小規模な秋祭りは除く (感染対策に気を付けて実施)

○検査の受検

➤ 感染に不安を感じる無症状の方は無料検査を受検

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

- ※「5つの場面」
 - ①飲酒を伴う懇親会等
 - ③マスクなしでの会話
 - ⑤居場所の切り替わり

- ②大人数や長時間におよぶ飲食
- ④狭い空間での共同生活

【県民の皆さんへの要請】 (特措法第24条第9項にもとづく)

- ○感染対策の徹底
 - ➤ 特に会食、地域スポーツ・文化活動の対策への協力
- ○高齢者への感染を防ぐ対策の徹底
 - ➤ 高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、混雑した場所への出入りを控えるなど、感染リスクの回避と徹底
 - → 普段顔をあわせない高齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認
- ○防災の観点も含め、3日分程度の水や食料、市販薬等を備蓄

【事業者の皆さんへ】 (特措法第24条第9項にもとづく)

- ○業種別ガイドラインの遵守
- ○テレワークや時差出勤等の推進
- ○業務継続のため、B C P (業務継続計画)を策定・点検等し、 業務継続を図ること

○秋祭り対策

- <u>▶主催者は、感染対策を徹底のうえ実施</u>

 次の取り組みを参加者(かき夫等)に要請

 - ・ワクチン接種又は陰性確認
 - ・場面に応じたマスク着用に加え、羽目を外さないなど基本的な感染対策を徹底
 - ・祭りの前後(準備や打ち上げなど)の行動にも注意

【事業者の皆さんへ】 (特措法第24条第9項にもとづく)

○イベント対策【全国から集客があるような大規模イベント】

- ・参加者のワクチン接種又は陰性確認など感染対策の徹底を前提
- ・イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施

【事業者の皆さんへ】

(特措法第24条第9項にもとづく)

○イベント等の開催制限

次の人数上限及び条件を満たすこと。

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		
	感染防止安全計画を策定する場合 (参加者5,000人超かつ収容率50%超)	左記以外の場合 (感染防止安全計画を策定しない場合)
人数上限	①を基本とし、②とすることも可能。 ①全エリア「大声なし」とし、収容定員まで ②「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確 に区分して開催する場合、 それぞれのエリアごとに ・大声なし 収容定員の100%まで ・大声あり 収容定員の50%まで	「①かつ②」を基本とし、「①かつ③」とすること も可能。 ①5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方 ②全エリアを「大声あり」または「大声なし」と する場合、 ・大声なし 収容定員の100%まで ・大声あり 収容定員の50%まで ③「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に 区分して開催する場合、それぞれのエリアごとに ・大声なし 収容定員の100%まで ・大声なし 収容定員の100%まで ・大声あり 収容定員の50%まで
条 件	○主催者は、「感染防止安全計画」を策定し、 イベント開催2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント 結果報告書」を県に提出する。ただし、 問題が発生(クラスター発生、感染防止策の 不徹底等)した場合は、直ちに提出する	○主催者は、「感染防止策チェックリスト」を作成 し、公表(原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能 なかたちでの公表)するとともに、イベント終了 日から1年間保管する ○問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹 底等)した場合は、「イベント結果報告書」を県

- ※大声ありのイベントとは、観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に声を発すること」を 積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント
 - ☑ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。7

に提出する

【事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条第9項にもとづく)

- ○人が集まる場所での感染対策の徹底
 - ➤ 大規模集客施設での徹底した感染対策の実行(入場整理・誘導等)
 - ➤ 地下食品売り場やフードコート等の感染対策
- ○高齢者施設、学校・保育所等の感染対策の強化
- ○飲食店での感染対策の徹底
- ○従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」 「陰性証明」等の 提出を求めない

【市町への要請】(特措法第24条第9項にもとづく)

- ○イベント·<u>地域の秋祭り</u>対策
 - ➤ イベント対策(全国から集客があるような大規模イベント)
 - ・参加者のワクチン接種又は陰性確認など感染対策の徹底を前提
 - ・イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施
 - ➤ 地域の秋祭り対策
 - ・主催者の感染対策を確認し、広報等で地域住民に周知し、遵守するよう 呼び掛け
 - ・祭り後には、感染対策に係る評価と検証を実施
 - <u>※ただし、地域住民を中心に行う小規模な秋祭りは除く</u>
- ○公共施設(スポーツ・文化活動施設)の貸出条件・管理の強化
 - ➤感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可
 - ➤入場制限の徹底。特に、混雑時の入場制限の強化
 - ▶「活動停止の統一基準等」の遵守を許可条件に追加
- ○ワクチン接種の加速化に向けた取り組みの強化

協力依頼

【県民の皆さんへの協力依頼】

- ○適正受診及び救急車の適正利用への協力
 - ▶自己検査等で陽性となった方で、重症化リスクの低い軽症・無症状の場合は、 陽性者登録センターを利用
 - ▶休日・夜間の混雑緩和のため、症状が軽い場合は、 心配であれば、平日の日中に受診
 - ⇒特に、基礎疾患がない20代~40代の方は、発熱等の症状があっても、 市販薬(解熱剤等)を服用するなど自宅で静養を

○ワクチン接種の促進

- >ワクチンの種類を問わず早期の4回目接種
- ⇒親子接種、予約なし接種、夜間接種等の活用
- ⇒ 5 ~11歳のワクチン接種は、日本小児科学会も推奨しており、接種の前向きな検討を

協力依頼

【県民の皆さんへの協力依頼】

- ○一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意
- ○換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への 出入りは控えて

協力依頼

【事業者の皆さんへの協力依頼】

- 無料検査等で陽性となった無症状の従業員が療養できる 自主療養システムへの協力
- ○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて

※例:周年・記念イベント、大規模パーティー等

【福祉施設への協力依頼】

- ○面会制限は、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施
- ○特に高齢者施設においては、面会者全員の陰性証明を確認するなど 感染対策を徹底